明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁一、二）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、司法書士名簿登録等、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　五三
会社その他
会社決算公告　五五

告示

○海上保安庁告示第一号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年一月十日

海上保安庁長官　中島　敏

名称	東京新海面処分場Dブロック J 灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・九キロメートル）
北緯	三五―三四―四五
東経	一三九―四九―五二
廃止年月日	平成二十八年十一月一日

名称	東京新海面処分場Dブロック K 灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約四・〇キロメートル）
北緯	三五―三四―四一
東経	一三九―四九―四四
廃止年月日	平成二十八年十一月一日

名称	東京新海面処分場Dブロック L 灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約四・二キロメートル）
北緯	三五―三四―三七
東経	一三九―四九―三七
廃止年月日	平成二十八年十一月一日

名称	東京新海面処分場Dブロック M 灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・三キロメートル）
北緯	三五―三四―三三
東経	一三九―四九―二九
廃止年月日	平成二十八年十一月一日

名称	東京新海面処分場Dブロック N 灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・二キロメートル）
北緯	三五―三四―三七
東経	一三九―四九―二六
廃止年月日	平成二十八年十一月一日

名称	仙崎港弁天島防波堤北灯台
位置	
所在地	山口県仙崎港（弁天島防波堤外端）
北緯	三四―二三―四九
東経	一三一―一二―〇八
廃止年月日	平成二十八年十一月一日

名称	荻伏港南防波堤南西方照射灯
位置	
所在地	北海道浦河郡浦河町（荻伏港南防波堤灯台）
北緯	四二―一一―五七
東経	一四二―三九―二八
廃止年月日	平成二十八年十一月十日

名称	清水真埼灯台
位置	
所在地	静岡県静岡市（真埼）
北緯	三五―〇一―一四
東経	一三八―三〇―五八
廃止年月日	平成二十八年十一月十日

名称	竜ケ埼鼻灯標
位置	
所在地	福島県いわき市（竜ケ埼鼻）
北緯	三六―五七―一二
東経	一四〇―五七―〇〇
廃止年月日	平成二十八年十一月二十二日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域A 灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・六キロメートル）
北緯	三五―三七―三六
東経	一四〇―〇〇―一〇

塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色や
灯質	ぐら形
光達距離	単閃黄光　毎三秒に一閃光
点灯年月日	実効光度五四カンデラ
記事	四・五海里
	平成二十八年十一月二十九日
	東京都港湾局管理

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域D 灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・七キロメートル）
北緯	三五―三七―四八
東経	一四〇―〇〇―二五
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色や
灯質	ぐら形
光達距離	単閃黄光　毎三秒に一閃光
点灯年月日	実効光度五四カンデラ
記事	四・五海里
	平成二十八年十一月二十九日
	東京都港湾局管理

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域G 灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯	三五―三七―三六
東経	一四〇―〇〇―四〇
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色や
灯質	ぐら形
光達距離	単閃黄光　毎三秒に一閃光
点灯年月日	実効光度五四カンデラ
記事	四・五海里
	平成二十八年十一月二十九日
	東京都港湾局管理

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域J 灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北緯	三五―三七―二四
東経	一四〇―〇〇―二五